

1. 件名：「日本原燃(株)の保安規定変更認可申請に係るヒアリング（新規制基準対応（再処理施設、廃棄物管理施設）」

2. 日時：令和3年3月16日（火） 13時30分～14時40分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、河本安全審査官、藤原安全審査官、河原崎安全審査専門職

日本原燃(株)

早海 再処理事業部 再処理工場 技術部 保安管理課長 他7名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年1月29日）  
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000072.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000072.html)
- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年1月29日）  
「日本原燃（株）から再処理事業所廃棄物管理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/WAS/190000082.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000082.html)

- ・ 令和3年3月1日  
「日本原燃(株)再処理施設及び廃棄物管理施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年3月4日  
「日本原燃(株)再処理施設及び廃棄物管理施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年3月10日  
「日本原燃(株)再処理施設及び廃棄物管理施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:08	規制庁猪股です。ただ今から日本原燃の再処理施設廃棄物管理施設の保安規定に係るヒアリングを始めたいと思います。
0:00:18	本日も録音対応ですので、発言にあたっては、所属名前を言っていたいから発言の方をお願いします。また不開示情報については、もし発言してしまった場合はその場で訂正のほうお願いしたいと思います。
0:00:35	本日Ⅱの資料ですけれども、3月4日に出された資料と3月10日に出された資料、これらをもとに、8ページ、説明をしていただくというふうに理解しております。
0:00:50	それでは原燃の方から説明者及びIAEA資料の説明のほうをお願いしたいと思います。
0:01:00	はい。日本原燃6ヶ所の速水でございます。それでは等保安規定変更申請に係るヒアリングということで3月4日に提出をさせていただきました。
0:01:13	保安規定で使用する使用済み燃料の最終との要望についてという資料、それから3月10日に提出させていただきましたし、規制基準適合がブロック案件の分割申請の考え方を下の3件の資料、全部で5件の資料をもとに御説明をさせていただきたいと考えてございます。
0:01:33	あと別途あのスケジュールのほうで趣旨ございまして、そちらを介し最後に、今後のスケジュール等の確認を行わせていただければと思っております。
0:01:42	出席者につきまして、
0:01:46	再処理事業部から速水欲しいかたい高橋からカシマ、木村イワマ無理の
0:01:56	kAと八名が出席してございます。
0:02:01	本日はあて等々も2月24日の審査、ヒアリングにおきまして、いただきました。質問コメント等に対して、
0:02:11	資料に反映しましたので、そちらの早い箇所等について御説明させていただくものでございます。
0:02:18	それは最初に資料2-4ですね、新規制基準の適合に係る保安規定の分割申請の考え方について、こちらのほうから御説明をさせていただきたいと思えます。
0:02:30	はい、日本原燃6ヶ所堺です。それでは新規制基準適合に係る保安器の分割申請の考え方についてということで2が④ですね、について説明をしたいと思えますということですね、まず
0:02:47	2月24日のヒアリングにて、あえてとして、御指摘をいただきました。まず分割申請の方針が記載がわかりにくいということがありましたので、またちょっと簡

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	潔に記載すべきしたほうがいいのかということがありましたので、こちらにつきましては、
0:03:04	2 ポツの分割申請の方針のところに反映してございます。
0:03:11	結構等の関係についても言及がありましたので、こちらにつきまして、2 ポツのほうのここナイトウ初回のその保安規定変更のは、建設工事には運用は決定できる事項及び設工認の認可に基づき設置または配備する設備投資用制度運用が可能な事項について反映するというふうに
0:03:30	期待をしております。また③につきまして、③のすいません。第二段階で反映するとしたものの理由ですね、こちらの③の記載について記載を簡潔に修正をしております。
0:03:48	損失になります、なお書きとしまして、まだ第一段階に記載した事項について、設工認を踏まえて第二段階で修正が必要なものについては、その整合を図るために必要に応じて第二段階で修正修正をするという。
0:04:03	記載を追加をいたしました。
0:04:07	続きまして、
0:04:10	次ページに行きまして、
0:04:25	分割申請につきましてこの部分的に入っているような反映事項の一部を今回保安規定に反映するということについてはどの単位に対する一部なのかそのまとまりがわかりにくいという御指摘がありましたので、そこ、それにつきましては整理をいたしまして、
0:04:42	⑨設計基準事象、
0:04:45	対策を計画をまとめさせておりますので、計画をうまくとしまして層中の項目で部分的に見て他に対して問題かなっていうものに対して、1 下のほうで反映でそれ以外については見送りという整理をしまして、
0:05:00	テフロン注の注釈の部分を追加しているのと、あとですね、4 ページ目の
0:05:09	内部火災のところ見ていただきまして、こちらにつきまして、その計画をうまくとしまして計画を各項目に対して部分的にはいりものについて反映をしているというふうに整理をいたしました。
0:05:26	続きまして、9 ページ目に行きまして、
0:05:43	施設間の協議についてですね、個別事項の項目に記載されているのだと脅威でまとめているものがあって記載のわかりにくいということでしたので、もともとその経緯、
0:05:55	事業許可に合わせて書いている部分もありましたのでそちらを整理しまして、今回施設間の共用ということで、こちらにまとめて記載をするように変更してお

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ります。それに、そのため、そのイマムラ依頼事項の記載についても共用するものについての記載を、
0:06:13	追加をあわせて修正をしております。
0:06:18	続いて、1、
0:06:24	12 ページに行きまして、
0:06:31	医師追設や基準規則に対応した項目に記載していたということで、上屋の項目に記載していたということで制御室制御室等と同じような分離が出てきたって言ってわかりにくいということでしたので、そちらにつきましては、記載を、
0:06:46	定値修正しまして、項目を重大事故等に対処するためのというような記載を追加して区別するように見直しております。
0:06:56	続いて次のページに行きまして、
0:07:02	鎖線技術的能力の反映を第二段階とする理由を、①のページ等の必要な設備の対応という整理しているのはまあ機能ではないかというようなコメントがありました。ちょっとここにつきましては、そのままの記載等しており、考え方について少し記載を修正をし、いたしております。
0:07:22	これはユリが必要となる設備を無理な運用の体制ということで、これを反映しつつするとできないことを規定することになるということ、見送ることになりまして、ちょっと設工認を踏まえての次回二名来るものという考え方ではないので、理由としましては工事等で2送るんですけど。
0:07:42	見送りということで、ただ、考え方としまして、この重大事故等対処施設を用いた運用についての体制の整備に係る事項なので次回に反映するというような記載にしております。
0:07:55	そしてもう1点ですねあと第二段階で反映するとした事項の一部で複数記載があるものがあつたということにつきましても記載を見直して、複数の記載をしないようにして見直しております。修正点については以上となります。
0:08:15	規制庁猪股です。ただいまの原燃の説明に対して何か確認することがありますか。
0:08:22	町の藤原です。私のほうから何点か確認したいんですけども、まず持ち越し細かい点で恐縮なんですけど、17分の10ページのところで、
0:08:36	放射線管理施設のところのよう反映事項の記載なんですけれども、洞道レポートってここ時の本文のある程度該当場所を記載されてると思うものの少し設備状況なんかの部分も含まれていて、
0:08:52	なんですけど、なのでも念のために確認させていただきたいという趣旨なんですけれども、ちょっとこの分の中で、表面密度なりをその他該当情報伝達する必要がある場所っていうのが管理区域の切り口、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:06	とか、そういったところで人の手を必要とするような運用の部分都在这里要求事項等を反映事項というふうを考えてそれを反映したというふうなことをここでちょっと表現したいというふうな理解でよろしいですか。
0:09:27	はい、原電の速水でございます。ちょっと汎用 90 かもたずれ等今反映事項の記載ですけども、ちょっとそこが少し適切ではない部分もございまして、この項目として事業許可の中で全体で書かれていることをちょっと抜き出した形で会計閉まっている関係で、
0:09:46	あるので誤解を招くところがあると思います。ご指摘のように、この中央制御室への表示というところは変えてはいるんですけども、こちらにつきましては設備が割れて対応がなされると、保安設備としてそういう表示
0:10:02	機能というのは任せるといことで、今回の保安規定のほうには反映しておらず、その他の運営管理の中で対応すべき。ここに運転その他ナイトウ情報伝達する必要がある場所に表示ということについて、今回の保安規定のほうに反映させていただいてございます。
0:10:24	規制庁の藤原です。この点について理解いたしました。
0:10:29	続きまして、当庫の
0:10:34	2-4 の資料直接に対してではないんですけども、今のような感じで徒歩影響の本文なり店舗なりというところの当部分に
0:10:46	ようよう反映事項というふうにしといて、その横にこういったどこに反映するかっていうところを記載させていただいて、ちょっと気になった点がありまして、一部本部なんかで記載されているとお約束した事項
0:11:02	というのが今の補正等、変更申請の中で記載がもしかしたら薄い部分等があるのではないかとというふうに少し思っているところがありますので、
0:11:14	夫婦
0:11:15	施工や整合性の資料が提出されるというふうにお聞きしていますので明日のところまでどこまで反映できるかってのは難しいかと思いますが、そういった整理をしている中で記載が薄いのではないかとかもう少しへと拡充するべきではないかというふうなところが、
0:11:34	と原燃の中での精査でもうある程度起こっている場合には、資料に反映がもしできなかったとしても、次のヒアリングでお口頭でどういった補正で記載するか記載する方向性なり、
0:11:49	どう対応するのかっていったところは説明していただけたらと思っています。
0:11:58	はい、系統の弁の速水でございます。明日のスケジュールでは明日ですね、今期の事業許可と許可等の請求書方針についての資料のほうを抽出させて

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>いただきたいと考えてございます。その中で抵当わかってる部分については明確にいたしましてkAでかつ支援かった部分と、</p>
0:12:18	<p>そしたら、次回ヒアリングの中で登用そういった点について補足するという形で対応させていただきたいと考えてございます。</p>
0:12:28	<p>規制庁の藤原です。よろしく申し上げます。あと1点なんですけど、またこれもちよっとこの資料に対してというよりは、明日提出される資料についてなんですけれども、ちよっとその声の整合性を説明する資料の中にこの分割申請の考え方。</p>
0:12:46	<p>この中での両括弧絵で示されているような等も今の現行の規定で読めるというふうになっている部分についての説明っていうのは含まれているんでしょうか。</p>
0:13:02	<p>日本原電の速水でございます。すいませんちよっと現在作成しております資料につきましておきましては、ちよっと今回ですね溢水量についてされていると整理しておくについては経営と記載をして検討資料となっております。</p>
0:13:22	<p>規制庁の藤原です。それと、おそらくスターでは、鉄塔でされる資料については、今回変更している部分についてのみの御説明ことを推測しますので、今回の両括弧4で示されているような、すでに</p>
0:13:39	<p>本規程に、</p>
0:13:41	<p>機器の機会でも読めますというふうなところの部分については入っていないということなんですけれども、今回その後溶融反映事項等している部分が、その点で本当に読めるのかっていうところは確認していく必要があると思っていますので、</p>
0:13:57	<p>明日の資料には無理だと思いますけれども、今後、この説明をしていただく必要があると考えていますので、解放お願いしたいと思います。</p>
0:14:11	<p>はい、今までの速水でございます。ご指摘の検定倒壊をさせていただきます。</p>
0:14:19	<p>町長破裂よろしく申し上げます。</p>
0:14:25	<p>規制庁、古作ですけど、今の点はどれぐらいで作業できますか。</p>
0:14:37	<p>日本原燃の速水でございます。</p>
0:14:41	<p>ちよっと1週間ぐらいちよっとお時間いただければと考えてございます。</p>
0:14:52	<p>規制庁、古作ですけど、単純に言うと、次回のヒアリング空冷そこも確認できるようにするのか。</p>
0:14:59	<p>改めてもう一度ヒアリングを計画するのかっていうことなんですけど。</p>
0:15:11	<p>日本原燃の早海でございます。</p>
0:15:25	<p>すみません。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:29	ちょっと別途来週ですね、高温 23 日に定例会のヒアリングも予定してサポート 思いますけれども。ちょっとそこに間に合わせられれば、入れさせていただき たいんですけども、ちょっとそこは確認させていただいてよろしいでしょうか。
0:15:47	規制庁川崎です。まだ作業してないので、答えにくいのかもかもしれませんけれど も、それでは
0:15:55	第 1 目標としては入れるつもりで作業してその作業状況に応じて御連絡いた だければと思います。よろしく申し上げます。
0:16:09	その辺の範囲でございます。承知いたしました。
0:16:18	規制庁医療まで数ほかは何かありますか。
0:16:33	規制庁猪股です。他何かないようであれば、次の資料に移りたいと思います。 それでは現入居は次の質問について、現場でお願いします。
0:17:02	はい、日本原燃の速水でございます。それでは続きまして、資料 2-⑤です ね、再処理施設及び廃棄物管理施設の保安規定の整合性について、こちらに ついて御説明をさせていただきます。
0:17:16	それとともにs前回コメントを受けての反映箇所について御説明をさせていた だきます。
0:17:24	前回のコメントです。ねこちらの後ろの表のほうに、
0:17:30	表 2 といたしまして再処理施設とそれから廃棄物管理施設の保安規定、こち らの今回変更したところですね横に並べまして、そちらの生後kAと退避のほう を示してございます。
0:17:45	こちらに前回からですね両者の差異の部分で黄色でハッチングをするというこ とで、どの部分が違うかということを知りやすくなるような表示をしてございま す。
0:17:59	それから
0:18:01	またお示しております 1 ページ目のところで職務です。ね、ほかの廃棄物管 理施設の方に防災管理部長、防災業務課長、それから防災施設かというのを 新たに追加をしております。
0:18:15	そちらの方が入っ最初施設と比べてどういった点で同じで異なるの相違点が あるかというところでわかりやすくなるようにちょっと記載のほうを少し変更申 請とは並び浸透を変えまして、わかりやすくなるような比較をしております。
0:18:32	その関係で、最初のほう今回変更しておりません防災管理部長等について も、ここでは記載をするという形でお示しをしております。
0:18:42	基本的にこの資料でわかる通り、今回追加した範囲においては、同じ検討内 容を追加すると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:52	最初に異なるものが従来から実施しております。ええと交流電源供給機能等喪失の業務職務が防災施設課長の方に入っているということと、それだとか技術課長につきましては前回と同じく経営等、
0:19:08	溢水化学薬品のTROIIに対する対応というのは再処理でございますので、そちらの職務が入っている点で差異がございます。
0:19:20	基本的にはそのような形でお示しをすることとしてございます。
0:19:25	それから、
0:19:29	資料のほうですけれども、3 ポツ目等保安規定の補正についてということではちょっと今回追加させていただきました。
0:19:39	こちらの前回の表 2 のほうにも記載はしておりましたが、今回この確認を行った中でちょっと若干抵当記載等が適切でない部分を確認した部分について補正を行うということで、こちらがわかりやすくなるように今回
0:19:55	本資料では、こういった点で補正をさせていただきたいということで、こちらのほうに列記をする形としてございます。
0:20:07	あとすいませんこちらちょっと資料の反映はないんですけども。
0:20:16	13-7 ページのほうに経営案再処理それから発表そう管理の安全委員会での審議事項ですね、について、今回変更してございます。長引いにつきまして、再処理のほうですね、両括弧 4 の②再処理の使用計画のほうは、
0:20:35	2 番目に来ていて、今回追加した火災防護計画等のウェイ側にきています。それに対してガラス固化廃棄物管理施設のガラス固化の受け入れ計画というのが④ということで下にきていますということで、
0:20:51	こちらについての確認がございました。
0:20:54	こちらの最終施設におきましては、
0:21:03	そう。
0:21:05	PO計画採集してって策定するのが使用計画ということで最初に全体に関わるものということで、条文が記載位置として経営と第 1 節の通則のほうに、その使用計画の策定の記載してございます。
0:21:22	一方会計の不確実性につきましては、プラス硬化体の受け入れということで統計連関する計画ですので第
0:21:32	施設に記載をすると、そのあとの計画策定の条文のほうをそちらのほうに記載をしてございます。
0:21:40	今回kA等火災防護計画等というの第 1 節通則のほうにですね、後ろの計測の後ろに追加をしたということで、どちら質問はそういう形で追加したために現在のような記載となっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:58	内容の整理からして今の条文が1点の記載のほうが適切ではないかと考えてございますので、こちらについては、このままとさせていただきたいと考えております。
0:22:10	あと、ちょっと確認がありました。
0:22:15	17分の7ページにあります。
0:22:22	の廃棄物管理施設ですね、の経営線量等量等の測定の第41条第六甲に別途廃棄物の環境管理課長が第2項の測定結果緩和性がある被ばく線量を当社社員が、
0:22:38	安全認識的場所に表示をするということで記載してございます。
0:22:42	こちらの最終施設の方には、同じ変更も今回をしてございませんでそちらの理由のほうですね整合性等の右側のほうに記載をさせていただきました。
0:22:55	自動車が認識できる場所への放射性物質の濃度等の表示は許可基準規則及びその解釈にて監視設備が要求されていない廃棄物管理施設に対する保安上の要求として追加。
0:23:09	あれたものというふうに我々のほうで考えており、それを受けて、再処理事業側にはすでに相当する規定として、環境監視という条文ですね、こちらでいう103条がございまして、
0:23:22	今回の保安規定変更では
0:23:26	廃棄物管理事業のみ規定するということはこれで健康の方が廃棄物管理課ですけれども全体の期間としては、
0:23:36	整うというか、多分整合するのではないかとというふうに考えてございます。
0:23:45	はい。説明については以上になります。
0:23:55	規制庁今まで数ただいまの説明に対して何か確認することがありますか。
0:24:02	規制庁の藤原です。刀禰のために確認をさせていただきたいところが1点ございまして。17分の8の
0:24:11	別表2-2のところでの担当課長が別途再処理の場合は防災施設課長となっておりますけれども、
0:24:21	管理のほうでは、衛星電話の方が貯蔵管理課長でわかるものが防災施設課長というふうになっていて、これはft電話の設置場所がそれぞれであるからということの理解でよろしいですか。
0:24:40	買付け等日本原燃複並でございまして。はい。来理解の通り衛生ば電話使う場所として仕様書がそれぞれの制御室での使用ということ。
0:24:51	岡山でございましてそちらの声を
0:24:56	廃棄物管理施設についてはちょっと管理課長の管理というふうにしてございまして。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:04	規制庁の藤原です。その点について理解いたしました。続きまして、ちょっと文章がわかりづらいので、別途、補足の説明をいただきたい部分なんですけれども17分の10ページのところで、
0:25:18	両(工)の部分ですね最初のから、上から2行目ですかの辺りで防護する対象のところを書いている部分なんですけれども、この管理のところ、別途かかる防護対象設備のところの括弧書きの部分が、
0:25:35	ちょっと決めていけるかが知らなかったの、保守、ここの説明をいただけますでしょうか、そういったことについてのかっていうのを説明してください。
0:25:45	はい、系統日本原燃の速水でございます。廃棄物管理施設の保安規定のほうですね火災防護施設設備ということで、そちらを系と、
0:25:55	だから1意味するかということで括弧書きのほうで記載をしてございますんで、ちょっとこちらのほうは、安全機能の
0:26:05	安全機能を有する機器等というのは、そういった設備の塊があって、それと放射性物質の貯蔵または閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器のうち、
0:26:23	その先に申しました30機能を有する機能的機器等を除いたものですね、この場所で物質の貯蔵云々かんぬんという、その塊の中から別途安重機器を有する
0:26:39	機能とか聞きたい感じ機能を有する機器等除いたもの、その範囲を指すということで、そういったものを対象とするということで記載をしてございます。
0:26:48	おそらく
0:26:51	文章の表現としてですね、このうちの後に機器のうち、あと2件入っていることで、ちょっと誤解を招くとかですね、どこで設備とか、要は切れているかというのがわかりにくいとか、誤解を招くような表現になってございます。
0:27:08	ちょっとこちらについても、すみません合わせて補正記載のペットわかりやすくするための補正をさせていただければというふうに考えてございます。
0:27:21	規制庁の程度のフジムラですとおっしゃっている点理解いたしました。でも要するに最初と同じような内容のことを書いて書きたい部分であったという理解でよろしいですかね。
0:27:37	はい、原電の速水でございます。はい、江藤再処理、つつ、
0:27:42	経営トップ対象とする設備の範囲といいますか、該当する機能、そちらについては、最初の一步同じ系統も直させているということです。
0:27:54	規制庁の藤原です。理解いたしまして、また海脚ように修正いただけるという点を理解いたしました。その方にですね、この安重機能を有する機器等っていうのをかぎ括弧でくくっているんですけれども管理のほうですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:10	上で転記しているのでこれはそのまま使うほうが基本記載としてはいいのではないかと思うんですかってのも含めて記載をちょっと適正化してください。
0:28:23	はい、日本原電の速水でございます。はい。系統上の経費の記載を含めて、どのような表現とするのが適切から対応させていただきたいと思います。
0:28:35	成長のフジムラです。よろしく申し上げます。もう1点ですね、17分の15ページのところの
0:28:49	ポツでですね。
0:28:54	提供室Ⅱの居住性確保に関する対策が今記載されているんですけども、
0:29:00	この会議の方の記載の内容なんですけれども、
0:29:06	この記載内容見てみると、現場の監視制御盤等により施設の監視を適宜
0:29:12	適時実施するというところで、また整合性等のところの説明に別途制御室におよんでも施設の完成が実施できるようにするための措置と書いているものの、ちょっと何となくその居住性確保っていう内容になっていないので
0:29:30	ないかと思っていて旅行に再処理の部分はありますけれども最初の部分は確保す居住性を確保するためにしている中身の記載になっているというふうなのは理解しているんですけども、ちょっとこの管理の部分は若干ずれているような気もしていて、
0:29:46	この件については、今御説明いただけるのではあるんであれば、多少御説明いただければいいと思うんですけども、当局との整合性の持ち込みのヒアリングの中でも、許可の成功でどうへと整理したのかっていったところは、
0:30:03	目に説明いただきたいなと思っています。何か今ユリことがあるのであれば、少しご説明いただければと思います。
0:30:12	はい、日本原燃の早海でございます。
0:30:15	はい系統は1帳票廃棄物管理施設におきましては、当初の直接説明を
0:30:24	は制御室の居住性は確保しにいくという対策というか見せるその施設の管理を行う上で必要な機能が使える状態を維持すると、そういう方向での対策というふうに理解をしてございます。
0:30:41	そういう意味でちょっと最終との横並びでタイトルをですねCポツの表題をつけてしまったんですけども、そこが少し内容に対して適切ではないというところがあるかと思しますので、そちらにちょっと
0:30:58	適切な場合お隣は表現をに見直させていただきたいと思います。
0:31:06	規制庁の藤原です。よろしくお願いたします。
0:31:15	規制庁猪股です方向に何かありますか。
0:31:21	規制庁古作です。前のヒアリングで新安全委員会でしたっけ、審議事項の並びについてお話を聞きしてそれを文書に落としていただいたと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:36	ということだと思いますので、前回もお聞きしたので、並び順自体は理解はしているんですけど、今回書かれた整合性等の記載呑ん書きぶりがちょっとよくわからなくて、
0:31:55	なお書きで書かれているところの
0:31:59	真ん中ら辺からですね、ガラス固化体の受け入れ計画は対応する第3章に規定しているって書いてるのはこれは管理の話。
0:32:10	なんですよ。
0:32:14	はい、日本原電の速水でございますはいすいませんその通り、廃棄物管理施設の保安規定の第3章第2節という意味でございます。
0:32:24	はい。だから、言葉足らずだったんですけど、最初はその前は再処理で通則でだけど管理は、
0:32:34	管理のガラス固化は2節で、
0:32:38	というそもそもの本則の場所が違うので、ここでの場所が変わってますっていう説明
0:32:46	なんですよ。
0:32:49	はい、日本原燃速水でございます。その通りでございます。
0:32:53	で、まずそれはもうちょっとわかるように書けなかったのかなと思う一方で、その後ろに書いてある、今回追加する計画はって言うてるのは何のこと言ってるんですか。
0:33:05	。
0:33:06	はい、日本無線の速水でございます。ちょっとこちら記載が系統不足とか不十分で申し訳ございません。今回追加した結果、追加する計画と言ってるのは、こちらですね今回保安規定の変更して追加したの火災防護計画ですとか火山活動のモニタリング体制整備計画。
0:33:26	そういったものを指した指し示した表現としてでございます。
0:33:31	わかりました。それも明確に書いていただければと思います。ていうのも管理のほうでは678計画なので、
0:33:41	対象関係を明確にしていいただければと思います。以上です。
0:33:46	はい、榎並でございます。資料のほう適切に修正をさせていただきたいと思えます。
0:33:59	規制庁猪股です。ほか何かありますか。
0:34:11	規制庁の猪股で次よろしいでしょうか。そうしましたら、この資料については、今説明が続き的修正するということですので、この修正した内容について跨ぐっていただくということにさせていただきたいと。
0:34:28	では次の資料の説明をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:38	はい、日本原燃の高橋でございます。資料の⑥について御説明いたします。
0:34:45	これについて、前回のヒアリングでも土指摘事項は三つございまして、それにそれぞれについて説明いたします。
0:34:55	まず一つ目が鉄塔再処理が停止の一連の流れを示してその中に、せん断の停止が含まれているということがわかるように資料見直す直すというご指摘について、こちらについては、3分の2ページ目の表に
0:35:14	示しております。ここで再処理、喋ん浅いそれが中にせん断溶解、分離精製脱硝の工程があり、それに対して決定するという事。
0:35:30	示しております。ここで示してるそっち措置②と示しておりますが、これについては、前のページの3分の1ページ目の
0:35:41	所に示しております、措置については、
0:35:48	条文で言いますと29条の2-2から06、そちらについては29条のイオンの措置を示しております。
0:35:57	それ以下の指摘事項につきましてですが、予算処理を定義する位置について記載を見直し、見直せということで、これについての説明についてですが、3分の2ページ目の
0:36:14	差異化だのですね、ここいたしましては最初に再処理の定義を出てくるところに最初に定義を記載すべきということで、最初のTCLの上、
0:36:30	29条の2青に出てきますのでそこに定義を記載するように見直し、補正いたします。
0:36:39	続いて、三つ目の指摘事項ですが、
0:36:45	そっち上措置について実施する内容が違うんですけども、号炉措置について受け側ケースが書かれていないということに対して、事業許可等の比較をしまして、まあ整合しますと、そこで説明性をという。
0:37:04	ことに対しまして、説明いたします。これについては、3分の3ページ目の
0:37:12	表3に示しております。
0:37:16	予算上から事業指定申請書の内容とその下に反映した条文、その下に本気ではないよという並びになっておりますが、措置に関しましては、事業指定申請書で再処理。
0:37:31	最初施設発表しなみに書かれておまして、受けられる体制については記載しておりませんのでこれに対して保安規定でも同様に再処理の停止のみ記載しているというような対比になっております。一方で措置につきましては、事業指定申請書の中で、
0:37:50	受けられる停止及び最初に停止が書かれておりますので、本規程でもそれを記載しているという形態になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:59	ここで追加の説明になりますが、そっちチーム本規定の規定の規定ではないようにして開発効果の停止について記載しておりますが、このガラス固化安定支援については事業指定申請書で分かれていないのに、
0:38:17	本来で大抵いるということについては硝酸の一番下の補足説明の盤で切って説明しております、高レベル廃液のガラス固化停止に関しては前期の
0:38:31	最初になっている踏まえから効果の提唱目悪化する観点から保安規定上で明記しているという状態でございます。
0:38:41	説明は以上でございます。
0:38:49	規制庁色バットレスただいまの原燃の説明に対して何かにすることがありますか。
0:38:57	規制庁の藤原です。今回3分の3とかで示しているところなんですけれども
0:39:04	局との整合で要望等を変更したのでということできちんとかういった説明をいただいているんですけれども、今回ここに書かれている以外のところでも血糖今回の変更申請の中でえとよう記載の追加であったり用語の変更を行っているところ。
0:39:24	もしあるのであれば、同じように、時開渠内の傾向の説明時にね。とこういったどうしてそういうふうな整理になったのかっていったところは丁寧に説明していただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。
0:39:43	はい、系統運用までの範囲でございます。当ヒアリング説明におきましても、その辺ヘッド室内測定を行いな説明をさせていただきたいと思います。
0:39:56	規制庁の藤村です。よろしくをお願いします。
0:40:08	規制庁稲本です。ほかよろしいですか。
0:40:21	規制庁猪股です。よろしければ先ほど冬エラーから伝えた通り、時価許可との整合の関係で説明いただく際に、この辺のそのを追加的に修正なり、
0:40:36	言葉を追加した事項、こういったものに対しての説明も交えながらですね、出席いただければというふうに思います。
0:40:46	それでは本資料については取引終了させていただきますので、また次の資料の説明をお願いします。
0:41:02	はい。判決の速水でございます。それでは、資料2-⑦で、安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設の追加に伴う保安規定の変更についてにつきましても前回からの変更点を中心に御説明をさせていただきます。
0:41:19	それとちょっとタイトルなんですけども、前回層から少し変更させていただきました。今回ちょっと前回のコメント踏まえて記載内容を追加した結果としてタイトルのほうが普通のがふさわしいだろうということで少し見直しを行ってございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:36	それから、変更した内容につきましてですけども、大きくは、
0:41:42	。
0:41:43	5分の2ページのほうになります。こちら、
0:41:52	前回ですね別系を7-3、それから別添9について変更がどういう考えに変更したかということをお説明をさせていただきました。
0:42:01	それ以外の箇所、今後安全上重要な疾病も、或いは施設と同等の信頼性を維持する施設というのをえと案件の中で管理をしていくにあたって、それがわかるような記載とするということで
0:42:17	設計は整理をして記載をさせていただきますねと。
0:42:22	安全施設を洞道等の信頼性を維持する施設は、これまで通りの運用継続するというので規定上%で18節と経営等による社合わせてですねその同等信頼性を維持する施設と、それを合わせまして、
0:42:39	安全上の施設等という表現として/規定上の上部の記載を修正させていただきます。
0:42:48	修正した箇所はこの表にあるように、30条の3、それから第76条第83条それぞれについて、凍土壁同等の信頼性施設が含まれるということがわかるように、安全上の施設等と
0:43:03	いうことで等々を記載させていただきます。
0:43:06	今回両者合わせて、安全上重要な施設等という用語を使うということに対しまして、ちょっとそれ、そういった流れが記載はですね、今回の保安規定の変更申請の中にございませんでしたので、それを含むということが明確にするという観点で、
0:43:26	一番最初に出てきます。30条の3に共栄とその旨の掲示を追加するように、保安規定の補正をして対応したいと考えてございます。
0:43:36	それから、それがCCFに
0:43:40	参考資料という形で別表7-3における記載箇所をですね、ちょっと
0:43:48	ひろぎんみtainさんのほうが閉と行き渡りというか、前後するという追加や削除がいろんなところに弁でいるためにわかりにくいということがありましたので、今回、それぞれの対処する設備ごとにどういう形でどこに変更したというのがわかるように、
0:44:08	整理表のほうを新たに追加させていただきます。
0:44:12	こちらで御確認いただけるように、基本的に削除したものはなくて、事業許可での位置付けの整理にあわせて、その記載箇所を打つ場合によっては物によっては、下のスタブと対応等分けて記載しているところがございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:44:32	そういったものは併せてそれぞれ該当する箇所に経営汎用するという形で見直しを行ったということがわかるような整理表としてございます。
0:44:46	はい。説明については以上になります。
0:44:55	規制庁猪股です。ただいまの原燃の説明に対して何か確認することがあります。
0:45:04	規制庁の藤原です。今回つけていただいた参考資料の部分なんですけれども、この別表 7 を
0:45:13	答えていただいた部分で 3 分の 2 のところが変更前変更後に両方あるところなんですけど、別表 9 に定める安全上重要なインターロック等という記載があるんですけれども、今回この別表 9 っていうのは、1 ポツと 2 ポツに、
0:45:30	今回の変更で分かれてくると思っていて、2 ポツのほうは今回変更箇所だったので、明示的にポツというふうに書いてあるんですけれども、この真ん中のほうの段ですね、その二つぐらい下ですかね、別表 9 に定める安全上重要なインターロックことというのが 2 ヶ所ほどあるんですけれども、
0:45:47	その別途っていうのは、1 ポツ 2 ポツをあわせている意味なのか、1 ポツを言いたかったんだけれども、変更前の記載にちょっとつられてしまった部分なのかっていったところについて説明いただけますでしょうか。
0:46:03	はい、部品の速水でございます。ご指摘の通り今回あのええと同等の施設を追加常に当たり経営と表 1 ポツの安全上重要な説とそれから 2 ポツのと同等の信頼性を確保する設備ということで分けさせていただきました。
0:46:19	一つの表だったのでこの別表に定めるという形で記載をしていたもので、ちょっと 1 と 2 桁という観点で言いますと、づらい一定と別居 9 だけとしていたところについては、今回
0:46:36	いずれも 1 ポツの安全上重要な施設のインターロック等に係るものとするということになりますので、記載の明確化という観点で
0:46:47	志免その次回要求としていて、変更後で別途要求としてありますところについて、1 発課題とするということがわかるように修正をさせていただければと考えております。
0:47:03	町のフジムラですと 1 ポツということで理解いたしました。これを申請書でも同じような記載になっていると思います。ということはしてと申請書上でも明確になっていませんので、こちらの変更も、当検討してください。
0:47:21	日本原燃の速水でございます。はい、健康の想定と検討させていただきます。
0:47:29	規制庁の藤村ですよろしくお願ひしますへと続いてですねと、この施設等。
0:47:34	事業自体じゃないんですがこの別表急に関係する部分で今の申請書上では、別表 9 のところに注釈が幾つかつけてやってそのところが一部等変更文書

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	としては注釈の文書としては変更がないということで逆されている部分があるんですけども、
0:47:54	こちらについてはその番号なりが変わっていて、その番号がじゃあ何なのかっていうのが今、理解ができない状況にあるという状況ですので、この辺りこの別表 9 を今の時ポツというような修正を行うというところで、
0:48:13	この別居 9 の注釈についても、もう一度再度確認いただいて、この申請書の中で理解ができるように、助勢をお願いしたいと思います。
0:48:26	もしあってるかわからないときは、聞いてください。
0:48:31	はい。ユニハンドラー意味でございます。はい。日研究ですねいくつか注釈ですね等※印であったりまた番号を振って注釈のほうにつけさせていただいております。それは保安隊の現行の保安規定の記載として、
0:48:47	今回、各省あけたことで、そういったところの整理がちょっと一部漏えい等不整合になっているようなところがある決まった後ですね、日計周囲のネットに二つで新たにこの同等の信頼性。
0:49:03	等を確保する委託等追加したんですけどもそちらに対しても、一部ちょっと注釈が必要というところがあるかとございます。思いますので、その辺へと見直して再度確認させていただいて、必要な見直しのほうを行わせていただきたいと思います。
0:49:23	規制庁の藤原です。刀禰のためお伝えすると、今給付別表 9 の 1 ポツでは、※4※5※6 っていうところが弱になっています。あとその変更前の現行のところも、※5※6※7 というのが逆になっているんですけども、この辺り番号もちょっと変わってきているので、この逆せずに、
0:49:42	どういった文章が書かれている注釈なのかっていうのが明示的にわかるようにしてくださいというお伝えよろしく申し上げます。
0:49:52	はい。おはようございます。承知いたしました。
0:50:04	規制庁の猪股です。他に何かありますか。
0:50:21	規制庁猪股です。そうしましたら、この資料に対しては、少し整理をしていただいておりますね、適切に修正していただくということでお願いしたいと思います。
0:50:33	よろしければ次の資料の牛耳りますが、よろしいでしょうか。そう社減のほうから次の資料の説明をお願いします。
0:50:45	日本ネオスでございます。次の 2 の借金を説明させていただきますと、こっちはどう新規性基準変更事項部を卒業ということで、前回の説明資料からいろいろと

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:59	国庫にもペレット試料の並行しております(1)のほうの変更ございません。その変更箇所でございますけども、5分の3ページぐらいの変更させるような変更した資料になりまして、
0:51:15	こちら前回のコメントも捨てよう体制見直しましょう保安規定に基づく多次元的な管理を記載すること値のみの処理ます回答のほうもある。
0:51:28	ボンベと移動クラノごとの下部にはイシモリの管理についてということで見直してございます。1月初めににつきまして、こちらの上は廃止後に行う法律に基づく管理を説明するものとしております。日本通運の方から全交流でございますけども、
0:51:45	健康理由のほうの絵の活動にここにも本規程変更検査制度の見直しに伴う四半期全体の本規程変更による施設管理に関する基準の追加及び
0:52:01	整備事業変更許可の内容を踏まえて、やはりする申請をする時のことを記載しております。運用の廃止後の系統借地代純水求めと施設管理に基づき、
0:52:14	貯蔵ピットの下部プレナムを応援するとともに、万一故障が仕事の作業管理を行うということで、サイボウズの方に施設管理基づけなり、
0:52:25	御党条項に沿っ系上げずいただきます。ぽつ研究計画ということで、次のページいきますと、トーク
0:52:36	いつも監査室の違うかったんで、日持つ懸念レッカー監査技術除き5こちらは取り込もうと評価をそれから、
0:52:48	想定される劣化モードでも自分の時間余裕はあるね。前回の面談資料もう越え等最高セイキを記載させておりますCポツ、こちらは油
0:53:03	すみません。
0:53:05	やっぱり、
0:53:15	日本原燃と傾斜におそらく今6ヶ所でちょっと放送が入りましたので多分舗装は避雷もう一度ちょっと、6ヶ所のほうから説明再開させていただきます。
0:53:34	上縁了解バス停と今ちょっと東京の方から補足ありました通りちょっと公明補償のほうが入りましたように、一旦ちょっと説明のほう中断させていただきます。申し訳ございませんでした。ちょうど説明をさせていただきます。
0:53:49	20年の趣旨でございます。整骨ながら個人が必要だと思うの管理でございますけども、こちらで捕集残すようなところに専門知識を策定指示すると将来必要とされるのかも先ほど同様程度ことへの就学要するに応じて、
0:54:09	Aピットや検査室絡みだと考えられるということで、変換されているがそこを単に1220個検討がおよんで、
0:54:21	行き場よう管理することによって1ピット病院移動できることが可能である旨を資料に入りする形に見直してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:30	説明資料の申請図書以上でございます。
0:54:40	規制庁猪股です。ただいまの原燃の先に対して何か感じることはありませんか。
0:54:49	規制庁の藤原です。1点確認させていただきます。今回変更人いろいろとって向性何も考えていただいて説明いただいているんですけども、舗数bぽつcポツで示されていて、この23条や28条、25条の規定により、
0:55:08	今までねと規定していた江藤作業の部分、そういったところの運用を担保できるというところ23条の設計と点検計画28条の経年劣化に関する評価、また25条の作業管理こういったところで、その運用、
0:55:26	これまでの規定を削除してもそちらで運用を担保できるという理解でよろしいでしょうか。
0:55:35	どの辺原燃の速水でございます。はい、結構申し上げました通り
0:55:42	今回の整理をさせていただきますして経営施設管理に関する規定に追加につきましては昨年度実施しましたので、当店昨年実施いたしましたして新規性基準新検査制度に係る原本変更の中で追加させていただいたものです。
0:56:00	そちらでもええ等追加した条文に基づく保安活動を整理をするとしてシステムを示した通りなんかの削除をさせていただきたいと考えているところの3についても、この辺りの新検査制度の不備追加した条文の中で管理ができるというふうに考えてございます。
0:56:20	今回みんな変更していただいたというところでございます。
0:56:28	出戸の藤原です。当20番と2825条といったような
0:56:34	前年度去年ですか。当銀行たところで、これまでKKた分は担保できるということで理解をいたしましたといったところで1点なんです、
0:56:50	鉄塔部分が今の申請書でわかるようになってきているのかというと、一番最初のほうにですね記載していただいている申請書の中で、変更点の
0:57:03	簡潔に示していただいている部分があるかと思えますけど、変更の理由のところ両括弧1からいろいろと追加された事項であったりといったところを記載されているんですけど、そういった中で、じゃあここはどういうふうに記載されているかということ、おそらく記載を適正化くらいですか。
0:57:21	血糖書かれていないのではないかなと思うんですけども、この件についてはこの今回へと説明していただいた内容を簡潔に示していただくということは可能でしょうか。
0:57:44	安全の速水でございます。はい、系統ご指摘の通り変更申請書の中では記載の適正化といった形でも記載となっておりましたがちょっとそこでは今回御説明させていただきました概要等が記載をされていないということでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:02	ちょっとその辺につきましては、本件につきましては、東大阪に明確になるような形で反映をさせていただければと考えております。
0:58:14	町の藤原です。よろしくお願いします。
0:58:22	規制庁の儘田です。他はよろしいでしょうか。
0:58:41	規制庁猪股です。そうしましたら例と本資料については仕組み債の申請書のほうで少し適正化をしていただくということですので、そこについては対応していただく。
0:58:56	はい。
0:58:57	一応説明を受けるというか、先日の方、コメント踏まえ系性修正した内容については以上というふうに理解しています。
0:59:13	じゃあ、それでよろしいですか。またスケジュールの話を少しされるというふうに冒頭おっしゃられていましては、そのフィルムいかがされます。
0:59:25	はい、人間の速水でございます。
0:59:30	本日予定等を変更申請の内容に関しまして御説明させていただきます。内につきましては以上となっております。
0:59:40	スケジュールにつきましてですけれども、3月1日に一応、
0:59:49	提出をさせていただいております。峠です。尽きるけども、本日ヒアリングがあって、
0:59:58	最初にちょっとお話がありましたように、その他の市広瀬審査に関わる説明資料といたしまして、2-025 審査基準への適合性を示し量から2-③の事業許可
1:00:13	事業変更許可への提出と整合性が示す資料と
1:00:17	ということで、こちらのほうを明日提出させていただきたいと考えております。
1:00:23	そちらにつきましてヒアリングのほうを現在の23日の火曜日ということで、
1:00:32	実施をすることで考えてございます。
1:00:35	あと冒頭お話がありました系統すでに規定されている部分についての整理につきまして、整理を進めさせていただきたいと考えておりますので、ちょっとあの作業を進めましてちょっと
1:00:53	金曜日になるかもしれませんが
1:00:56	そういった断面での提出が可能であれば、
1:01:01	提唱した上で23日のヒアリングを行います。ちょっとそれに間に合わないようであれば、ちょっと改めて経営等、
1:01:12	ヒアリングについては、調整をさせていただければというふうに考えてございます。
1:01:22	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:23	以上です。
1:01:25	規制庁、
1:01:29	規制庁によって注い一応下の断面では、地域の方は細かくしたものが出ると。
1:01:37	ということで、冒頭あった話を踏まえかあったというについてはまた別途連絡をして調整すると、そういうことでよろしいですか。短期ます。
1:01:50	はい、ありがとうございます。はい、その通りに進めさせていただければと考えてございます。
1:01:59	規制庁猪股です。わかりました。そうしましたら条件については、ちょっとわかり次第ですね。また連絡をしていただければというふうに思います。
1:02:11	ここを何か全体を通してでも結構ですが、何か確認したいことはありますでしょうか。
1:02:22	規制庁姑息ですけれども、このスケジュール表の一番下に補正申請と書かれていますけど、先ほどの説明でも幾つか補正の内容があるということだったんですけれども、作業としてはどんな状況になった。
1:02:39	ているのでしょうか。
1:02:43	はい、日本原燃の速水でございます。
1:02:50	はい。
1:02:50	すみません。これまでの、すみません、御説明をさせていただいた中でも幾つか補正が必要な箇所があるというふうに認識をしております。
1:02:58	そちらにつきましては現在補正申請書ですねどういうふうに補正するかということで補正の申請書の作成のほうを進めてございます。
1:03:08	ちょっと次のヒアリングを踏まえてというところがあるかと思えますけれども、系統、その結果も踏まえて今4月の中旬ぐらいに補正をさせていただければというふうに考えてございます。
1:03:30	規制庁、古作です。わかりました。おっしゃられるように、次回ヒアリングで許可整合とかですね、いろいろと見させていただきますので、それを踏まえて適切に対応いただければと思います。よろしく願います。
1:03:46	上げ幅でございます。承知いたしました。
1:03:55	規制庁山形別他よろしいでしょうか。
1:04:03	はい。そうしましたら本日のヒアリングを終了させていただきたいと思えます。お疲れ様でした。
1:04:12	ありがとうございました。
1:04:30	。
1:04:51	。
1:05:13	。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:53	。
---------	---

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。